新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業運送約款第 1 条　～　第 ２ 条　　（略）（運送の引受け）第 3 条　　当社は、次条、第４条の２第２項、第４条の４第２項又は第４条の５第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。第 ４ 条　　（１）～（７）　（略）（８）　　旅客が第４条の３第３項又は第４項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。（９）～（１２）　（略）第 ４ 条の２　（略）（手回品の持込み制限）第 ４ 条の３　　旅客は、第４条第７号の物品を車内に持ち込むことができません。２　当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。３　当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。４　当社は、旅客が第２項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第１項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。第 ４ 条の４　（略）第 ４ 条の５　　運転者は、マスクの着用をしないで乗車し、又は乗車しようとする者に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由ではないと認めるときは、マスクの着用を求めることができます。２　前項の規定によりマスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。３　当社は、前項の規定により運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。第 ５ 条　～　第10条　（略） | 一般乗用旅客自動車運送事業運送約款第 1 条　～　第 ２ 条　　（略）（運送の引受け）第 3 条　　当社は、次条、第４条の２第２項又は第４条の３第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。第 ４ 条　　（略）　（１）～（７）　（略）（新設）（８）～（１１）　（略）第 ４ 条の２　（略）（新設）第 ４ 条の３ 　（略）（新設）第 ５ 条　～　第10条　（略） |